

# 令和6年度 事業計画



「～佐野常民生誕 200 年記念～ 令和 5 年度九州八県赤十字大会」(SAGAアリーナ)



## 日本赤十字社の使命

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

## わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

## わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、  
人道の実現のために、  
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、  
人の痛みや苦しみに目を向け、  
常に想像力をもって行動します。

# 目 次

## 日本赤十字社佐賀県支部事業計画

□ 令和6年度 日本赤十字社佐賀県支部のビジョン（目標） .....	1
□ 事業運営の基本方針 .....	2
□ 事業内容	
1 災害救護活動 .....	3
(1) 救護体制の強化	
(2) 個々の救護員の能力向上	
(3) 防災関係機関との連携の強化	
(4) 赤十字防災ボランティアとの協働	
(5) 災害医療コーディネートチームの更なる参画	
(6) 救護装備及び救援物資の整備	
(7) 災害被災者に対する緊急物資等の配布	
(8) 赤十字防災セミナーの開催	
(9) 臨時救護	
(10) 赤十字看護師（救護員）の養成	
2 国際救援活動 .....	8
3 救急法等の講習普及 .....	8
(1) 赤十字救急法等の講習の開催	
(2) 指導員の養成と育成	
(3) 研修会等への派遣	
4 赤十字奉仕団活動 .....	10
(1) 地域奉仕団	
(2) 青年奉仕団	
(3) 特殊奉仕団	
(4) 研修会等の開催および派遣	
5 青少年赤十字（JRC）活動 .....	12
(1) 青少年赤十字指導者養成講習会	
(2) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター	
(3) 青少年赤十字スタディー・センター	
(4) 青少年赤十字防災教育	
(5) 各種講習会等への指導者派遣	

<b>6</b>	<b>赤十字思想の普及</b> .....	<b>13</b>
	(1) 全国赤十字大会	
	(2) 九州八県赤十字大会	
	(3) 世界赤十字デー	
	(4) 広報活動	
<b>7</b>	<b>赤十字会員及び活動資金の増強</b> .....	<b>14</b>
	(1) 会員及び活動資金増強の重点事項	
	(2) 会費募集目標額	

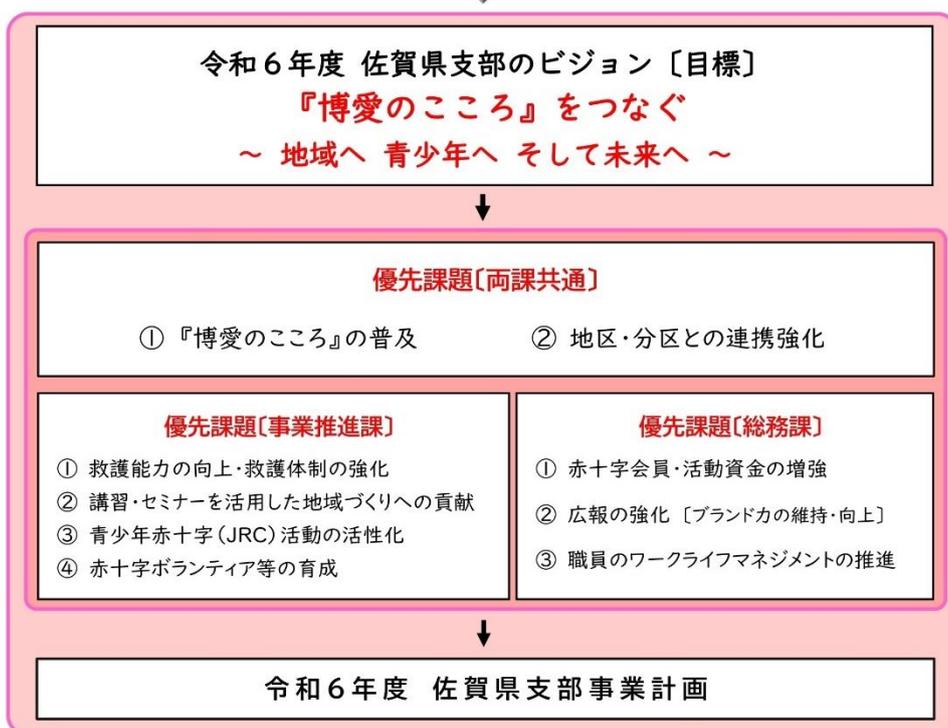
## 唐津赤十字病院事業計画

<input type="checkbox"/>	唐津赤十字病院の基本理念・基本方針	16
<input type="checkbox"/>	令和6年度の重点的取組み	16
<input type="checkbox"/>	事業内容	
<b>1</b>	<b>安心・安全な医療の提供</b> .....	<b>17</b>
	(1) 唐津赤十字病院が担うべき医療の提供	
	(2) 質改善活動	
<b>2</b>	<b>地域医療連携の強化</b> .....	<b>18</b>
	(1) 地域医療構想への対応	
	(2) 地域医療支援病院としての機能強化	
	(3) 地域がん診療連携拠点病院としての機能強化	
<b>3</b>	<b>働き方改革の推進</b> .....	<b>18</b>
	(1) 医療従事者の負担軽減	
	(2) 医療従事者の確保対策	
	(3) 職員満足度の向上	
<b>4</b>	<b>経営状況の健全化</b> .....	<b>19</b>
	(1) 自己資本の安定化	
	(2) 医薬品費増への対策	
	(3) 計画的なコストマネジメント	

# 令和6年度 佐賀県支部事業計画

今年度は、『博愛のこころ』をつなぐ ～地域へ 青少年へ そして未来へ～」をテーマとして掲げ、赤十字思想のさらなる普及啓発に努めるとともに、赤十字会員をはじめとする赤十字パートナーとの連携をより強固にしながら、地域に寄り添った活動を展開していく。

## 令和6年度 日本赤十字社佐賀県支部のビジョン(目標)



## □事業運営の基本方針

### I 救護能力の向上・救護体制の強化

国内はもとより県内でも頻発、広域、激甚化する災害、あるいは南海トラフ地震などの大規模災害にも対応できるよう、これまでの救護経験を活かし、救護員のさらなる能力向上を目的とした研修や訓練を積極的に行う。

また、県内赤十字3施設で構成する災害救護委員会を通し、佐賀県支部の救護体制の強化に努める。

### II 講習・セミナーを活用した地域づくりへの貢献

赤十字講習・セミナーを担う人材を育成し、持続可能な講習普及体制の整備・強化を図る。

また、講習・セミナーを通して平時から地域や教育現場、行政等と連携し、防災、減災の知識・意識・技術の普及を行い、地域のレジリエンス強化に取り組む。

### III 『博愛のこころ』の普及と青少年赤十字(JRC)活動の活性化

日赤の創設者 佐野常民が唱えた『博愛のこころ』を未来へとつなぐため、青少年赤十字(JRC)の活動に積極的に取り入れる。

### IV 赤十字会員・活動資金の増強

人口減少および少子高齢化社会が進行し、物価上昇など厳しい経済情勢の中で、赤十字事業を安定的に展開するためには、支援者及び財源の確保は喫緊の課題である。地区・分区を通じた一般各世帯からの協力をはじめ、法人会員の新規開拓のほか、個人に対しては遺贈・相続財産や生前整理による寄付について広く周知し、赤十字会員や活動資金の増強に取り組む。

### V 赤十字ボランティア等の育成

赤十字活動の基本である「互いを尊重し、助け合う精神」を持った赤十字ボランティア等の育成に取り組む。

また、平時だけでなく、災害時にも被災者支援のために、佐賀県支部と協働できる赤十字ボランティアの育成を行う。

### VI 地区・分区との連携強化

日本赤十字社の多岐にわたる事業の更なる推進のため、支部と地区・分区が一体となり、5月の「赤十字運動月間」を中心に『博愛のこころ』の普及・啓発活動を重点的に展開する。

### VII 広報の強化 [ブランド力の維持・強化]

赤十字事業のより良い理解と支援を得るため、地域イベントの開催、広報紙およびホームページまたはソーシャルネットワーク、マスメディア等を有効活用し、広報の強化に努める。

### VIII 職員のワークライフマネジメントの推進

業務の効率化を図るとともに、職員ひとりひとりが主体的に自己の労働時間や休暇などを管理・調整し、仕事も私生活もどちらも充実させるワークライフマネジメントを推進する。

以上のことを踏まえ、令和6年度は次の事業を計画・実施する。

## □事業内容

### Ⅰ 災害救護活動

災害救護は、歴史的経緯を鑑みて日本赤十字社の第一義的な事業である。赤十字は、自らの責務に加え、災害救助法の定めるところにより災害時における医療救護等について、国や自治体に対する協力義務があるとともに、災害対策基本法により指定公共機関として位置付けられ、国や自治体の防災計画の策定・実施に協力する責務がある。発災時は、支部防災業務計画や佐賀県との協定等に基づき、迅速かつ適切な救護活動を実施する。

令和6年度も「日本赤十字社佐賀県支部災害救護委員会」を通じて救護体制の強化に努める。更に、適切な救護活動が迅速に行えるための研修・訓練を実施し救護能力の向上に取り組む。

また、赤十字内部だけでなく外部の防災関係機関等との連携強化を図るとともに、災害時に佐賀県支部と協働する「赤十字防災ボランティア」に対しても実践的な合同訓練等を行う。

明日起こるかもしれない災害に対して万全の備えを行い、地域に信頼される赤十字を目指す。

#### (1) 救護体制の強化

佐賀県支部、唐津赤十字病院、佐賀県赤十字血液センターの県内3施設が、これまで以上に密な連携体制を構築し、県民の赤十字への期待に応え、使命を果たし続けていくため、令和5年度に設置した「日本赤十字社佐賀県支部災害救護委員会」を開催し、災害救護に関して即時解決が必要な課題だけでなく、中長期的な視点からの課題に対しても協議し、解決を図る。

主な協議事項は以下のとおり。

- 救護方針・計画の策定に関すること。
- 救護体制の整備、災害派遣に関すること。
- 研修・訓練等の実施に関すること。
- 救護人材の育成に関すること。
- 救護に関する職員の意識醸成に関すること。

#### (2) 個々の救護員の能力向上

近年、佐賀県支部では、県内で頻発する大雨災害（「令和元年佐賀豪雨災害」「令和3年8月11日からの大雨災害」「令和5年7月7日からの大雨災害」）や、国内各地で発生する地震災害（「平成28年熊本地震災害」「令和6年能登半島地震災害」）に救護班を派遣してきた。これまでの救護活動の経験を踏まえて、支部災害対策本部要員は、被災した場合の受援体制構築を主とした「支部災害対策本部運営訓練」、衛星電話や業務用無線を使用した情報伝達訓練等を定期的実施する。

また、救護班要員は、「常備救護班要員研修会」や「全国赤十字救護班研修会」を始め、県内の関係各機関が実施する防災訓練等に計画的に参加し、災害によって異なる被災地のニーズに対応できるよう、内容をアップデートしながら能力向上を図る。

特に主事職は、災害時に高い専門性が求められることから、更なる能力向上を目的に「救護班主事研修会」を実施する。

災害派遣チーム（日本DMAT）として指定を受けている唐津赤十字病院のDMAT3チームは、広域災害に即した機動的な訓練を実施する。

各研修・訓練計画は以下のとおり。

研修・訓練名	主催	実施・参加回数
支部災害対策本部運営訓練	日赤佐賀県支部	3回
常備救護班要員研修会	日赤佐賀県支部	2回
救護班主事研修会	日赤佐賀県支部	1回
全国赤十字救護班研修会	九州ブロック	1回
原子力災害対応基礎研修	九州ブロック	1回
衛星電話通信訓練	九州ブロック	12回
こころのケア指導者養成研修	本社	1回
日赤災害医療コーディネート研修会	本社	1回
こころのケア要員研修	唐津赤十字病院	1回
災害看護論	唐津赤十字病院	1回
佐賀県原子力防災訓練	佐賀県	1回
佐賀県災害対策図上訓練	佐賀県	1回
佐賀県国民保護訓練	佐賀県	1回
佐賀市総合防災訓練	佐賀市	1回
航空機事故対策総合訓練	佐賀空港	1回
九州地方非常通信訓練	佐賀地方非常通信連絡会	1回
佐賀県災害医療従事者研修	佐賀県救急医療協議会	1回
DMA T実働訓練	国、都道府県	1回

### (3) 防災関係機関との連携の強化

近年の自然災害が、頻発化、激甚化、広域化していることから、赤十字内部だけでなく外部との防災関係機関との連携が今まで以上に求められている。被災地での救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう、また安全に、安心して活動できるよう、平時から研修や訓練を積極的に合同で実施し、防災関係機関との一層の連携強化に取り組む。

具体的な計画は以下のとおり。

防災関係機関が実施する会議名	主催
佐賀県防災会議	佐賀県
佐賀市防災会議	佐賀市
小城市防災会議	小城市
佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議	佐賀県、佐賀県社会福祉協議会
災害ボランティアセンター設置運営訓練	佐賀県社会福祉協議会

### (4) 赤十字防災ボランティアとの協働

災害時の救護活動や復旧・復興の支援活動を担う赤十字防災ボランティアについては、全12奉仕団における希望者に対して、災害時、佐賀県支部と協働するため「防災ボランティアセンター」の立ち上げ・運営訓練など必要な研修、訓練等を継続して実施する。

また、防災ボランティアセンターの運営を始め、赤十字防災ボランティアの統括を担う「防災ボランティア・リーダー」を養成するため、本社主催研修へ計画的に人員を派遣する。また、発災後、スムーズかつ継続的に支部へ参集するための緊急時連絡体制の更なる

構築を進める。

令和3年8月11日からの大雨災害において、避難所で実際に行った避難者への健康アセスメントや、被災地域の在宅避難者への聞き取り調査、または災害ボランティアセンター内の救護活動を通して得た知見を活かし、ニーズの高い看護職の派遣が継続的にできるよう、看護奉仕団を中心に体制構築を図る。

具体的な計画は以下のとおり。

研修・訓練名	主催	実施・参加回数
防災ボランティア緊急連絡訓練	日赤佐賀県支部、 支部委員会	2回
「日赤さが防災ボランティアセンター」 立ち上げ・運営訓練	日赤佐賀県支部、 支部委員会	2回

#### (5) 災害医療コーディネートチームの更なる参画

被災地の行政が設置する保健医療福祉調整本部の調整の下、防災関係機関や各種災害支援団体との協力体制をスムーズに構築するため、各県支部に「日赤災害医療コーディネートチーム（4人編成）」を整備しており、現在、佐賀県支部では2チーム編成している。本社におけるチーム対象の研修会等に参加し、その能力を一層高めるとともに、メンバーが県内の訓練や研修等に積極的に参画することで、知見や最新情報をフィードバックする。

○整備状況

職種	人数
医師	2人
看護師	2人
薬剤師	2人
その他（事務等）	4人

#### (6) 救護装備及び救援物資の整備

災害発生時において、救護活動及び生活物資の支援活動が迅速かつ円滑に実施できるよう必要な資機材、物資の整備、備蓄を計画的に行う。

○救護装備保有状況

(令和5年12月末現在)

品名	数量	品名	数量
救急車	2台(1)	発電機	5基(1)
災害救援車	8台(2)	投光器	6台
災害連絡車	2台	防雨ヘッドランプ	40個(4)
医療セット	2組(2)	防護用ゴーグル	40個(10)
担架	20台(5)	防護用ヘルメット	35個(4)
簡易ベッド	26台(6)	折り畳み式机	6台
災害救護用パソコン	1台	無線基地局(150MHZ)	3局
災害救護用通信機器(Wi-fi)	1機	車載無線機(150MHZ)	28台
パイプ TENT	27張(20)	携帯無線機(150MHZ)	14台
ドラッシュ TENT	1セット	無線基地局(400MHZ)	1局

品名	数量	品名	数量
エアertent大	2セット(1)	車載無線機(400MHZ)	7台
エアertent小	2セット(1)	携帯無線機(400MHZ)	15台
イージーアップ・テント	22張(20)	車載衛星電話	2機
NBC災害除染セット	1セット	可搬型衛星電話	1機(1)
デジタル個人線量計	42個(32)	折り畳み舟艇	1隻
空間線量率測定用サーベイメータ	1台(1)	折り畳みリヤカー	2台
防護服セット	42セット	非常用炊き出し釜	22台(20)
災害用トイレ	12据	DMA T資器材	1セット(1)
自動体外式除細動機(AED)	2台	浄水器	1台
災害用蓄電池	1台		

※ ( ) カッコ内は唐津赤十字病院及び地区・分区の備蓄数(内数)

### ○救援物資備蓄状況

(令和5年12月末現在)

品名	数量	品名	数量
毛布	1,005枚	安眠セット	397組
緊急セット	258個	乾燥米	912食
タオルケットセット	210組	ブルーシート	110枚
バスタオル	329枚		

### ○令和6年度に新たに追加整備するもの

品名	数量
救護服(夏・冬)	各10着
災害救援車(資材運搬用トラック)	1台

## (7) 災害被災者に対する緊急物資等の配布

火災、風水害による被災世帯に対し、次の基準により見舞金品を贈る。

### ア. 家屋の全壊、流出、全焼の場合

#### (ア) 見舞品

- 毛布……………1人1枚
- バスタオル……………1人1枚
- 緊急セット……………4人まで1個、5人以上2個

#### (イ) 見舞金

- 1世帯……………10,000円

### イ. 家屋の半壊、半焼、床上浸水の場合

- 毛布……………1人1枚
- バスタオル……………1人1枚
- 緊急セット……………4人まで1個、5人以上2個

## (8) 赤十字防災セミナーの開催

佐賀県では令和に入って3度も大雨で被災をしたことから地域住民の防災への意識がこれまで以上に高まっている。また、首都直下地震や南海トラフ地震への備えが機会を捉えて報道がなされている。近年では新型コロナウイルス感染症を契機に感染防止への対応方法も求められている。

それらのニーズに応えるべく、赤十字が保持している知識や技術をもとに、自助・共助の考えや感染症対策などをカリキュラムとした「赤十字防災セミナー」を地域防災組織や学校などへ出向いて開催することで、地域のレジリエンス強化に努める。自分のいのちは自分で守る「自助」の考えや事前に備えることの重要性を伝える。また、防災セミナーで講師を務める防災教育事業指導者（ボランティア）を養成し、増加する防災セミナーへ対応する。

また、幅広く県民に防災・減災に関する知識・意識・技術を伝えるため、テレビ、新聞、ラジオ等のメディアと協働する。

開催計画は次のとおり。

### ○赤十字防災セミナー

対象	実施回数	受講者数
地域・学域・職域他	20回	1,000人

### ○カリキュラム

内容	
・日本赤十字社の紹介	・災害への備え
・地震・津波からいのちを守る	・大雨からいのちを守る
・災害食作り(飲食は伴わず)	・応急手当(デモンストレーションのみ)
・災害図上訓練(DIG)	・災害エスノグラフィー
・家具安全ゲーム(KAG)	・ひなんじょたいけん等

※上記のカリキュラムを選択、組み合わせて実施

## (9) 臨時救護

県、市町、公共的団体等が実施する各種スポーツ大会、イベントなどの行事が開催される際、参加者の安全を確保するため関係機関の要請を受けて救護班(員)を派遣する。

## (10) 赤十字看護師(救護員)の養成

佐賀県支部では、明治29年以降、赤十字看護師を養成して社会に送り、戦時救護活動、災害救護活動並びに本県の医療及び公衆衛生の普及向上に貢献してきたが、引き続き災害救護業務に従事する救護看護師を確保し、併せて唐津赤十字病院において必要とする看護師の充足に資するため、日本赤十字九州国際看護大学(福岡県宗像市)で当支部看護学生奨学生を委託養成する。

### ○養成数 3人(予定)

学校名	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
日本赤十字九州国際看護大学	1人(予定)	1人	0人	1人

## 2 国際救援活動

近年世界各地で頻発している地震や洪水などの大規模自然災害に加え、ウクライナやイスラエル・ガザの武力紛争による人道危機、アフリカ食糧危機など、世界各地で支援を必要とする状況が続いている。災害の被災者ならびに感染性疾患による患者の救済・支援、宗教や民族の対立等に起因する紛争やテロによる難民・被災者等への緊急支援、中長期にわたる復興支援及び発展途上国赤十字社の開発計画への支援等を実施する。

## 3 救急法等の講習普及

「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、人命を救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を伝える講習の普及に努める。

また、地域における健康・安全の意識の醸成に貢献できるよう、他団体等との連携による講習開催を推進し、動画教材やICTの活用を行い、講習普及の充実を目指す。

なお、令和5年度に引き続き、職員およびボランティア指導員の増強増員による講習普及体制の強化を図る。

### (1) 赤十字救急法等の講習の開催

#### ア. 救急法

令和5年度に引き続き心肺蘇生法の2020年版国際ガイドラインに基づく講習を実施する。公共施設や商業施設等におけるAED（自動体外式除細動器）の整備進展に併せ、一般市民が心肺蘇生時にAEDを使用する割合を高め、「市民による救命率」の向上に寄与することを目指す。

日常生活における事故防止や手当の基本、胸骨圧迫や人工呼吸の方法、AEDを用いた除細動、止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得などについての知識と技術を習得できるよう、最新の国際的ガイドラインや指針に基づいた講習を開催する。

#### イ. 水上安全法

安全に水と親しむための、事故防止や泳ぎの基本と自己保全、水の事故に遭った際の救助や手当の方法などの知識と技術の普及を図る。

特に子どもたちに対しては、着衣状態で入水や、自分自身を守るため身近な物を使って浮く方法について、体験を通して自分のいのちを守るための講習を実施する。

#### ウ. 健康生活支援講習

健やかな高齢期を迎えるために必要な健康増進の知識や、高齢者の自立支援に役立つ介護技術などの普及を図る。

支援員養成講習においては、健康管理や健康寿命の延伸や地域における高齢者支援の取り組みなど、地域共生社会の実現に向けた知識・技術を普及する。

また、災害時の避難生活の不安の軽減や、不自由な生活から高齢者を守るために必要な知識や支援技術を普及する「避難生活支援講習」を開催する。

## エ. 幼児安全法

子どもの尊い生命を守り、社会全体で子どもを大切に育てるために、子どもに起こりやすい事故に対する事故防止と手当ての方法、家庭内での看病の方法に加え、災害時の乳幼児支援についての知識や技術を普及する。

各種講習会の開催計画は次のとおり。

### ○救急法

対象 (所要時間)	基礎講習 4時間(回)	救急員養成講習 10時間(回)	短期講習 2時間(回)
地域	1	1	15
学域	13	5	25
職域	2	2	20
その他	4	5	10
計	20	13	70

### ○水上安全法

対象 (所要時間)	救助員養成講習Ⅰ 14時間 プール(回)	救助員養成講習Ⅱ 12時間 海(回)	短期講習 2時間(回)
地域	0	0	5
学域	0	0	12
職域	0	0	1
その他	0	1	2
計	0	1	20

### ○健康生活支援講習

対象 (所要時間)	支援員養成講習 12時間(回)	短期講習 2時間(回)
地域	0	5
学域	0	2
職域	0	1
その他	1	2
計	1	10

### ○幼児安全法

対象 (所要時間)	支援員養成講習 12時間(回)	短期講習 1～2時間(回)
地域	0	20
学域	1	2
職域	0	7
その他	1	1
計	2	30

## (2) 指導員の養成と育成

赤十字水上安全法指導員養成講習を開催し、職員およびボランティア指導員の増強増員により講習普及体制の強化を図る。また、各講習指導員の研修会を開催し、講習普及の更なる充実を図る。

## (3) 研修会等への派遣

- ア 赤十字講習担当課長会議 (Web)
- イ 赤十字講習担当者研修会 (本社)
- イ 幼児安全法講師研究会 (本社)
- ウ 救急法講師研修会 (本社)
- エ 水上安全法講師研修会 (本社)
- オ 健康生活支援講習講師研修会 (本社)
- カ 幼児安全法講師研修会 (本社)
- キ 地域包括ケア担当者会議 (Web/本社)

## (4) 地域包括ケア事業への参画

医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域で支える「地域包括ケア事業」。

赤十字講習・セミナーを活用し、一般介護予防事業における市町の行う『通いの場づくり』へ講師を派遣するなど、地域づくりへの貢献を図る。

## 4 赤十字奉仕団活動

赤十字奉仕団は、赤十字の人道的使命に賛同する組織として赤十字事業を支えている。

令和6年度は、「佐賀県赤十字奉仕団支部委員会」の活動を通じて、赤十字奉仕団支部指導講師とともに、今後更なる各奉仕団の活性化と奉仕団間の連携強化をすすめる。

また、ICTツールの勉強会や研修を実施し、地域づくりに貢献できる活動機会の創出によってボランティアの参画領域の拡大を図る。

[主な取り組み]

- ア 赤十字精神の普及と会員増強に関する活動
- イ 災害救護に関する活動
- ウ 救急法等講習普及に関する活動
- エ 青少年赤十字の普及、育成に関する活動
- オ 献血推進及び血液センター業務援助に関する活動
- カ 地域における高齢者支援のための活動

### (1) 地域奉仕団

地域赤十字奉仕団は、地区・分区内の地域婦人会から結成されており、県内25団、登録団員数2,641人(令和5年3月現在)が登録する赤十字奉仕団の中で最も大きい組織である。県内各地区・分区にあって、災害が発生した場合など機動的に活動する赤十字の要となる組織であることから、今後とも県地域婦人連絡協議会と密接に連携を保ちなが

ら、団員の確保及び活動の充実強化を図る。

[主な取り組み]

- ア 災害救護活動（災害時ボランティア・訓練・研修）
- イ 地域ボランティア活動
- ウ 献血推進活動
- エ 海外救援金の募集活動

## （２）青年奉仕団

これからの赤十字活動の活性化を図るため、若年層に如何に赤十字運動に対して関心を持ってもらい、活動に参加してもらうことができるかが重要である。佐賀県支部では、青少年赤十字活動からの継続した活動と、団員一人ひとりが主体的で積極的な活動ができる奉仕団を目指し、次のとおり活動する。

[主な取り組み]

- ア 青少年赤十字活動支援
- イ 地域ボランティア活動
- ウ 災害救護活動（災害時ボランティア・訓練・研修への参加）
- エ その他ボランティア活動

## （３）特殊奉仕団

本県支部管内には、専門的な能力や特性を生かした奉仕活動を行う組織として「救急法奉仕団」「水上安全奉仕団」「幼児安全法奉仕団」「無線奉仕団」「特殊輸送奉仕団」「看護奉仕団」「赤十字奉仕団しゃちの会」「赤十字奉仕団ほっと」「青少年赤十字賛助奉仕団」「赤十字飛行隊佐賀支隊」があり、赤十字事業の普及発展のため、奉仕団の主体的な活動の強化に努める。

[主な取り組み]

- ア 災害救護活動（災害時ボランティア・訓練・研修）
- イ 救急法等講習普及活動
- ウ 臨時救護ボランティア
- エ 青少年赤十字活動の加盟促進と活動支援
- オ 高齢者施設等でのボランティア活動
- カ 海外救援金の募集活動
- キ 赤十字広報資材業務支援

## （４）研修会等の開催および派遣

- ア 赤十字ボランティア基礎研修会
- イ 赤十字奉仕団研修交流会
- イ 全国赤十字奉仕団中央委員会（全国）
- ウ 九州ブロック奉仕団委員長会議（九州ブロック）
- エ 赤十字奉仕団ボランティア・リーダー研修会（全国）
- オ 青年赤十字奉仕団全国協議会（全国）

## 5 青少年赤十字（JRC）活動

青少年赤十字は、子どもたちが「いのちと健康」を大切に、世界の平和や福祉に貢献できるように奉仕の心や助け合いの精神を育成することを目的に行っている重要な活動である。多様化が進む社会においても、青少年赤十字活動を通して、若い世代へ人道の輪の拡大を図る。

令和6年度は、日赤の創設者 佐野常民が唱えた『博愛のこころ』をJRCの活動や指導者の育成に積極的に生かしていく。特に、昨年佐賀で開催した「令和5年度九州八県赤十字大会」に際し、九州八県支部が制作した赤十字事業紹介動画や、県が佐野常民生誕200年を記念して建立・お披露目した佐野常民の銅像、県制作の常民80年の生涯を紹介する動画等を活用する。

また、働き方改革の進む教育現場においても、JRCの魅力や便益について指導者の理解を得ながら、学校との関係性強化を図っていく。

### (1) 青少年赤十字指導者育成研修会

令和5年度は、九州八県が毎年持ち回りで開催している「九州ブロック青少年赤十字指導者養成講習会」を、毎年6月に県内で開催している「佐賀県青少年赤十字指導者育成研修会」と併せて佐賀県で開催し、県内外から21名の参加が得られた。

これを契機に、令和6年度は「佐賀県青少年赤十字指導者育成研修会」にて県内の指導者の育成と交流を図るとともに、前年度の同研修会参加者に指導者としてご参加いただき、県内青少年赤十字事業のさらなる発展を目指す。

- 参加者 10人
- 指導者 20人

### (2) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター

小・中・高等学校において、青少年赤十字活動をはじめ学校生活でのリーダーを養成するため各学校から推薦された青少年赤十字メンバーを対象にリーダーシップ・トレーニング・センターを実施する。

開催形態については、リモートでの事前研修を取り入れる等、指導者協議会と協議の上開催する。

- 小学校の部 50人
- 中学校の部 100人
- 高等学校の部 50人

### (3) 青少年赤十字スタディー・センター

全国各都道府県支部管内における高等学校青少年赤十字活動の中心となるリーダー養成をめざすために日赤本社主催で毎年開催される。本県からもリーダーシップ・トレーニング・センター修了者の中から2名の高校生メンバーを選出し派遣する。

### (4) 青少年赤十字防災教育

過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害から人々のいのちを守るための防災教育について、防災教材の活用を図り、学校教育を通じた防災教育の普及に取り組む。また、今年も学校防災講座（県教育センター）へ参画し学校現場への防災教育普及を一步進める。

「ためになる！青少年赤十字防災学習」の事例集を発行し、各学校の防災教育普及へ一石を投じる。

## (5) 各種講習会等への指導者派遣

ア	全国青少年赤十字指導者協議会総会・研修会（東京都）	1人
イ	青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会	1人
ウ	九州ブロック青少年赤十字指導者協議会会長並びに担当者会議（長崎県）	3人
エ	青少年赤十字国際交流事業（国際交流集会）	1人
オ	指導主事対象青少年赤十字研究会（東京都）	2人
カ	青少年赤十字加盟校校長等研修会（メートプラザ佐賀）	150人
キ	佐賀県青少年赤十字指導者協議会理事研究会	22人
ク	青少年赤十字加盟登録式へ講師（賛助奉仕団員）の派遣	延べ10人
ケ	指導者協議会・賛助奉仕団による加盟促進のための学校等訪問	延べ5人

## 6 赤十字思想の普及

### (1) 全国赤十字大会

日本赤十字社の創立記念日である5月1日から1ヵ月間展開される「赤十字運動月間」中に、明治神宮会館（東京都）において、名誉総裁皇后陛下をはじめ名誉副総裁各宮妃殿下をお迎えし、全国の赤十字関係者約1,600人が参加して全国赤十字大会が開催される。佐賀県支部から本社理事、受章(彰)者代表、奉仕団員及び地区・分区役職員等20名が出席する。

### (2) 九州八県赤十字大会

九州八県が毎年持ち回り当番で開催している「九州八県赤十字大会」を令和6年度は福岡県で開催される。この大会は、赤十字事業の推進に多大な功労があった方々を顕彰し、併せて赤十字思想の普及と会員の増強を図り、社業の発展を期することを目的として開催され、例年、日本赤十字社名誉副総裁宮妃殿下のご臨席を得て、九州各県の赤十字関係者約1,000人が一堂に会する。

大会では、「有功章特別社員(会員)」の個人・法人に対し、宮妃殿下からの有功章のご授与や、日本赤十字社社長から感謝状の贈呈が行われる。

### (3) 世界赤十字デー

国際赤十字連盟では、赤十字の創始者アンリー・デュナンの生誕日である5月8日を「世界赤十字デー」と定めており、この日を中心に世界各国でさまざまな記念イベントが開催されている。佐賀県支部では、5月に広報活動を集中して実施するほか、年間を通して赤十字運動の推進のため、赤十字防災セミナーや救急法講習など県内各会場で計画的に開催する。

### (4) 広報活動

人道的使命に基づき国内外で展開している赤十字活動を、より多くの県民の皆様にご理解いただき、引続き支援していただくために、広報活動の充実が重要である。

赤十字の実施する事業の透明性や、寄付者の方々に対する説明責任は常に求められており、また、大規模自然災害等の頻発や、新型コロナウイルスの感染拡大により、日本赤十字社の活動に寄せられる期待は近年より一層高まっている。これらのニーズにこたえるた

め、これまで同様県内3施設が一体となり、次のとおり広報活動を展開する。

ア 「令和5年度九州八県赤十字大会」のオープニングで上映した九州八県支部制作の赤十字事業紹介動画や、佐野常民生誕200年を記念して県が制作した常民80年の生涯を紹介する動画等を教育現場や企業研修等で活用してもらえよう働きかけ、『博愛のこころ』の普及に取り組む。また、赤十字事業紹介パネルや「赤十字この一年」などのDVDを青少年赤十字加盟校並びに地区・分区等に貸し出し、さらなる赤十字思想への理解・浸透を図る。

イ 支部の広報紙「赤十字さが」を年2回、32,000部(16,000部×2回)発行する。また、本社が毎月発行している「赤十字NEWS(新聞)」1,600部を、地区・分区並びに赤十字事業協力者などに配布し、赤十字事業の紹介や普及活動に努める。

ウ 赤十字事業を紹介するとともに、特別社員(会員)への加入等呼びかける広報用チラシ約350,000部を作成し、5月の「赤十字会員増強運動月間」中に県下の全世帯に配布する。

エ 県内赤十字3施設職員からなる「合同広報委員会」を継続し、各施設の抱える広報的課題に対し、施設横断的に取り組むとともに、SNS(Facebook、Instagramなど)を中心とした情報発信を行うなど、新たな広報の在り方を検討する。

オ テレビ、ラジオの放送局並びに新聞社等の積極的な協力を得るため、各機関に広報用の情報を積極的に提供して、地域に密着した情報発信を行なう。

カ 県や市町広報紙に赤十字会員増強運動月間や赤十字事業等の紹介記事を掲載してもらうため広報依頼を積極的に行う。

キ 各市町において開催される防災訓練やイベント等に合わせて、地区・分区と共催で赤十字事業紹介コーナーを設けて広報活動を行う。

ク 企業とのコラボレーションによる赤十字の周知活動を行なう。

ケ SNS(Facebook、Instagramなど)や広報誌といった各広報媒体から、支部WEBサイトに誘導することで周知を行う。また、支部WEBサイトのコンテンツページを生かし、佐賀県の赤十字の事業・活動の紹介や防災・減災について呼びかける記事を随時更新し、ホームページの内容をより充実させる。

## 7 赤十字会員及び活動資金の増強

人道的使命を達成する日本赤十字社の多岐にわたる事業は、組織と財政の基盤である「会員」の皆様に拠出していただく「会費」によって支えられている。このため、支部と地区・分区が一体となり、5月の「赤十字運動月間」を中心に赤十字思想の普及・啓発活動を重点的に展開する。

また、法人会員の増強を図るため、より効果的なダイレクトメールや支部職員の訪問活動を効率的に推進するとともに、「佐賀県赤十字有功会」と連携し、新たな「有功章特別社員(会員)」の確保に努める。

## (1) 会員及び活動資金増強の重点事項

### ア 法人会員の増強

「令和5年度九州八県赤十字大会」を契機とし、新たな会員の開拓や継続寄付に繋がられるよう働きかける。また、従来から実施している法人会員へのダイレクトメール(年2回)の結果を繰り返し分析・検討することで、内容物の工夫や訪問活動のさらなる強化など策を講じて、応諾率及び寄付額の向上を図る。

### イ 佐賀県赤十字有功会の活動強化

令和3年度に活動の特化やこれを推進するための組織体制の改革を実施した。これまでの個人会員に加え、新たに法人会員の入会を経て、防災教育推進や青少年赤十字活動の支援等、特に若年層への赤十字思想の普及活動をより一層拡充し、赤十字会員及び活動資金の増強に繋げる。

### ウ 赤十字支援マークの活用

社会貢献活動の一環として赤十字に継続的に協力する企業・団体に対し、支援活動を公にできる「赤十字支援マーク」の使用を積極的に働き掛ける。

### エ 遺言信託等に関係した募集の推進

遺贈・相続財産寄付等のポスター、パンフレットおよびチラシを信託銀行や弁護士会、司法書士会など多くの関係先に紹介配付し、情報提供や協力を依頼する。

### オ 赤十字支援型自動販売機の設置による継続的寄付金確保の推進

社会貢献策の一つとして赤十字支援型自動販売機の設置を積極的に広報し、公共施設、職域、学校、建設現場などで広く活動資金の継続的な確保に努める。

### カ 口座振替、クレジットカード決済による活動資金募集

地区・分区、ホームページ、フェイスブック等で広報し、口座振替、クレジットカード決済による新たな赤十字会員と活動資金を確保する。

## (2) 会費募集目標額

地区・分区で取りまとめられている一般会費は、評議員会の承認を受け、平成10年度から一世帯600円を目標額と定めている。この地区・分区から寄せられる会費(一部法人会費を含む)は、全活動資金の約8割を占め、支部事業財政の根幹を成しており、物価高騰など厳しい経済情勢の中、支部の赤十字事業推進には今後とも目標額達成は不可欠である。

このため、地区・分区管内の自治会、町内会ならびに赤十字奉仕団員等と密接な連携を図り、会費募集目標額達成に努めていく。

また、令和2年国勢調査の結果に基づく各市町の会費募集目標世帯数を算出し、令和4年度から令和8年度までの会費募集目標額を以下のとおり設定している。

(円)

区 分	地区・分区扱	支 部 扱	計
一 般 会 費	135,470,000	9,500,000	144,970,000
法 人 会 費	1,221,000	13,557,000	14,778,000
合 計	136,691,000	23,057,000	159,748,000

# 唐津赤十字病院 令和6年度事業計画

## 唐津赤十字病院の基本理念

- 「安心な医療」
- 「あたたかい看護」
- 「地域への貢献」

## 唐津赤十字病院の基本方針

- 1 患者さんの人権を尊重します。
- 2 質の高い医療と看護を提供します。
- 3 救急医療やがん医療の充実に努めます。
- 4 地域医療連携を推進します。
- 5 災害救護に貢献します。
- 6 健全で安定した経営基盤を確立します。

## 赤十字病院グループの理念

私たち赤十字病院グループは、赤十字の理念のもと災害医療・救急医療・地域医療等において人間のいのちと健康、尊厳を守り、赤十字思想の普及啓発に努めてまいります。

## 7つの基本方針

- 1 安心・安全で質の高い医療の提供に努めます。
- 2 災害医療・国際活動の充実に努めます。
- 3 公的医療機関として地域の医療・介護・福祉の連携に努めます。
- 4 赤十字病院同士・各赤十字事業との連携の強化に努めます。
- 5 職場環境の整備に努めます。
- 6 人材の確保と育成に努めます。
- 7 健全で安定的な経営基盤の構築に努めます。

## 令和6年度の重点的取組み

唐津赤十字病院は、本年度から始まる「第8次佐賀県保健医療計画(2024～29年度)」、および「公的医療機関等2025プラン」、並びに「赤十字病院グループ第三次中期事業計画(2023～25年度)」に基づいて5疾病5事業へ取り組み、北部医療圏における高度急性期および急性期医療の充実に努めることで、公的医療機関としての役割と赤十字の使命を果たす。

また、2年に1度の「診療報酬改定」についても、更なる収支改善のため新たな施設基準の届出を積極的に検討する。

令和6年度は、昨年度に引き続き「安心・安全な医療の提供」、「地域医療連携の強化」、「働き方改革の推進」の3つの戦略テーマを重点的に取り組むこととし、各戦略テーマに沿った行動計画を実践することにより「経営状況の健全化」を目指す。

## 1. 安心・安全な医療の提供

### (1) 唐津赤十字病院が担うべき医療の提供

#### 感染症医療 <新興感染症の感染拡大時における医療提供体制への備え>

- ・ 第二種感染症指定医療機関として、これまで感染症対応で得られた知見を生かしなが、平時から新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症医療の一層の充実を図る。
- ・ 「新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）」に基づき、引き続き行政と連携して迅速に対応する。

#### 救急医療

- ・ 地域救命救急センターを中心として北部医療圏の三次救急を担い、高度急性期医療の充実を図る。
- ・ 救急車やドクターヘリ等の受入れについて、年間 2000 台以上の受入れ実績が得られているが、更に応需できるよう行政、消防等の関係機関や地域医療機関との連携強化に努める。

#### 小児医療

- ・ 地域における唯一の入院可能医療機関として、地域医療機関と連携し、小児医療を守っていく。
- ・ 夜間休日の小児医療に関しては、地域連携小児救急センターにおいて一次救急を提供し、入院診療を要する二次救急については、当院小児科が担当する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で収支が悪化した地域連携小児救急センターについては、行政との連携を深めながら運営及び収支の改善を図る。

#### 周産期医療

- ・ 地域の医療機関と連携を強化し、ハイリスク分娩のみならず通常分娩についても地域で安心して行えるような体制づくりに努める。

#### 災害医療

- ・ 地域災害拠点病院として事業継続計画（BCP）改定や訓練等を重ねながら、有事の際の病院機能の維持と災害救護活動を継続できる体制づくりに努める。
- ・ DMAT指定医療機関としてDMAT 2班を、日本赤十字社として救護班3班、原子力災害医療派遣チーム1班を常備し、国内で災害が生じた際は派遣要請に応じられるよう人材育成と資器材整備等に努める。

### (2) 質改善活動

#### 病院機能評価受審後の改善活動の継続

- ・ R5年度に受審した病院機能評価の結果に基づき、継続して改善活動を行っていく。
- ・ 各種委員会やWG活動を通して全病院的に医療・業務の質向上に努める。
- ・ 職員の教育研修体制を整備し、経営意識の高い人材を育成する。

#### 多職種協働等によるチーム医療の促進

- ・ 多職種協働等によるチーム医療を促進し、安心・安全で質の高い医療を提供する。

#### 質の高い医療の提供

- ・ 各種ガイドラインに沿って、EBM<sup>1</sup>に基づくクリニカルパスを作成する。
- ・ クリニカルパス<sup>2</sup>の適用率は60%を目標値として、適用拡大に取り組み、効率的かつ質の高い医療を提供する。
- ・ PFM<sup>3</sup>（ペイシエント・フロー・マネジメント）介入件数増加に努め、患者の入院前から退院後の生活を見据えた生活環境等の情報収集および支援に取り組む。

#### 患者満足度の向上

- ・ ご意見箱を院内各所へ設置し、患者の意見や要望に対し迅速かつ真摯に対応する。
- ・ 患者満足度調査を外来・入院ともに実施し、改善点の把握に努める。

## 2. 地域医療連携の強化

### （1）地域医療構想への対応

- ・ 本年度から始まる「第8次佐賀県保健医療計画（2024～29年度）」に基づき、北部医療圏において更なる機能分化・強化・連携を図る。

### （2）地域医療支援病院としての機能強化

#### 地域医療機関との連携

- ・ 紹介型病院として地域医療機関と連携を深め、紹介・逆紹介を一層促進し地域完結型の医療を目指す。

#### 高度医療機器の共同利用

- ・ 高度医療機器の計画的な更新・整備をおこない、共同利用を推進する。

### （3）地域がん診療連携拠点病院としての機能強化

- ・ かかりつけ医等の地域医療機関との連携体制を構築する。
- ・ 手術、放射線治療、薬物療法等を効果的に組み合わせた集学的治療および緩和ケアを提供する。
- ・ がん相談支援等のがん患者の心と体を支援する体制を維持する。

## 3. 働き方改革の推進

### （1）医療従事者の負担軽減

- ・ すでに取り組みを進めている労務管理の徹底に加え、タスク・シフト、タスク・シェアを推進する。
- ・ 医療DXを推進し、医療従事者の負担軽減の取り組みを着実に進める。
- ・ 医師事務作業補助者による医師の陪席業務を拡大し、医師の負担軽減を図る。

## (2) 医療従事者の確保対策

### 医師の確保と働き方改革への対応

- ・ 救急科、小児科、産婦人科等の医師確保のため、各大学に対して医師派遣を要請するとともに、行政および医師会へ継続的な支援を依頼するなど、医師確保に向けて積極的に働きかける。
- ・ 臨床研修指定病院として、継続的に研修医の受入れ、適切な臨床研修環境を整備する。
- ・ 今年度から始まる「医師の時間外・休日労働の上限規制」が施行されることを踏まえ、医師の働き方改革を推進する。

### 看護師・助産師の確保

- ・ リクルート活動（広報）を強化し、当院の理念に沿った人材の確保に努める。
- ・ 採用後のキャリアアップのための研修制度等を整備し、働き方改革を推進する。

## (3) 職員満足度の向上

- ・ 職員満足度調査およびストレスチェックを実施し、現状の把握および改善に取り組み、働きやすい環境づくりに努める（公認心理師の活用促進）。
- ・ 全職員共通の人事考課制度（Rプラン）を契機として、職員の個人目標管理制度を構築し、業務の質改善を果たす。

## 4. 経営状況の健全化

### (1) 自己資本の安定化

- ・ 自己資本比率 10%を達成するという中長期的な目標を見据え、令和6年度は当期純利益の黒字化を目指す。
- ・ 新入院患者数や病床稼働率などの業績評価指標を月次でモニタリングし、必要に応じてデータを活用した経営改善活動を行う。
- ・ 多職種で構成する『経営改善会議』を設置し、持続可能な病院経営の実現に向け、取り組みを行う。
  - 構成員： 院長・副院長・診療部医師・看護部長/副部長・薬剤課長・技師長・事務部長・事務各課長等
- ・ 特に、今後急激な増加が見込まれる高齢者の中等症患者の受け入れを積極的に行っていく。
  - 主な症例： 誤嚥性肺炎・尿路感染症・心不全・大腿骨近位骨折等

### (2) 医薬品費増への対策

- ・ 物価高騰対策として、日赤のグループメリットを生かしながら、費用低減に努める。
- ・ 高額医薬品の費用対効果を検証し、医薬品の適正使用を推進する。

### (3) 計画的なコストマネジメント

- ・ 新病院建設資金などの借入金の償還を計画通り行うとともに、可能な限り借入金に依存しない身の丈にあった設備投資を行う。
- ・ 医療機器において、より一層計画的な購入を行い、適切な保守管理に取り組む。
- ・ 詳細なデータ分析を行い、全職員と情報共有しながらコスト意識の向上を図る。

---

## 用語解説

### 1 EBM

- ・ Evidenced-Based Medicine の略称、科学的根拠に基づいた医療のこと。ガイドライン等の入手可能で最良の科学的根拠を把握した上で、個々の患者に特有の臨床状況と価値観に配慮した医療を行うための一連の行動指針。

### 2 クリニカルパス

- ・ 患者状態と診療行為の目標、および評価・記録を含む標準診療計画であり、標準からの偏位を分析することで医療の質を改善する手法のこと。

### 3 PFM

- ・ Patient Flow Management の略称、入退院に関連する多職種が連携しながら仕事を行い、患者の身体的・精神的・社会的側面の問題をとらえ、退院後を見据えて、最適な医療を提供する手法のこと。

- 日本赤十字社佐賀県支部 〒840-0843  
佐賀市川原町 2 番 45 号  
TEL 0952-25-3108 FAX 0952-25-4184
- 唐 津 赤 十 字 病 院 〒847-8588  
唐津市和多田 2430  
TEL 0955-72-5111 FAX 0955-72-9530
- 佐賀県赤十字血液センター 〒849-0925  
佐賀市八丁畷町 10 番 20 号  
TEL 0952-32-1011 FAX 0952-32-2002